

**制度情報—2019年7月の法令から—**  
**北京市大地律師事務所**  
**(北京市大地律師事務所 日本部監修)**

## I 重要な法令のポイント解説

**社会信用体系の構築と信用を基礎とする新しい監督  
管理メカニズムの構築の加速に関する指導意見**

(発令元) 国務院弁公庁  
(法令番号) 国弁発〔2019〕35号  
(公布日) 2019年7月9日  
(施行日) 2019年7月9日

### 1. 主なポイント

- (1) 事前の段階における信用監督管理の刷新：信用の誓約制度を確立・整備し、業界団体、商会による業界内における信用の誓約制度の確立・整備を支持する。経営者に対する参入前の信用教育を行う方法を模索する。全国で統一された信用報告基準の構築を模索し、信用報告結果が報告地以外の他地域にも通用する制度を推進する。(第2条)
- (2) 市場主体の信用記録を全面的に確立する。法人、非法人組織の統一社会信用コード制度を整備し、統一社会信用コードによって識別される整った市場主体信用記録を形成し、かつ「信用中国」ウェブサイト、「国家企業信用情報公示システム」或いは中国政府のウェブサイト及び関係機関のポータルサイト等を通じ、法律・法規に則って社会に公開する。(第3条)
- (3) 信用レベル別の分類監督管理を積極的に推進する。公共信用総合評価の結果、業界信用評価の結果等を根拠とし、監督管理の対象をレベル別に分類し、信用レベルに応じて異なった監督管理措置を取る。信用状態が良好で、リスクの低い市場主体に対しては、抜取調査の割合や頻度を合理的に引き下げ、正常な生産経営への影響を軽減することができる。違法行為により信用が失墜したり、リスクの高い市場主体に対しては、抜取調査の割合や頻度を適度に引き上げ、法律・法規により厳格な管理と懲戒を実行する。(第3条)
- (4) 信用失墜合同懲戒の対象認定メカニズムを整備する。信用失墜合同懲戒対象リストに入れられた市場主体に対し、法律・法規により法定代表者又は主要責任者、実質的支配者への信用失墜懲戒を実行し、関連する信用失墜行為をその個人信用記録に記入する。(第4条)
- (5) 信用監督管理情報の公開・公示を積極的に推進する。「信用中国」ウェブサイト、中国政府ウェブサイト或いはその他のルートを活用し、行政強制措置、行政確認、行政徴収、行政給付、行政裁決、行政補償、行政奨励及び行政監督検査等その他行政行為にかかる情報を7業務日以内にオンラインで公開することを推進する。司法裁判及び執行活動において公開すべき信用失墜被執行人、虚偽の訴訟による信用失墜者に関する情報を適切なルートを通じて公開し、「公開すべきものは全て公開する」方針を実行する。(第5条)
- (6) 関係機関より権限を付与された業界団体・商会が業界の信用確立及び信用の監督管理の実施に協力し、会員の信用記録の開設、信用の誓約、信用の訓練、信義則の普及、信義則の提唱等を行い、信義則を業界の規則・約定の重要内容とすることを奨励し、その業界で法を遵守し信義則に則った経営意識が強化されるよう主導することを支持する。(第5条)

### 2. 今後の留意点

当該指導意見では、信用回復メカニズムの構築を模索することも提言されている。規定の期限までに信用失墜の行為を是正し、悪影響を消した信用の失墜した市場主体は、信用に関する誓約を行い、信用の改善を完了し、信用審査を行い、特定の研修を受け、信用報告を提出し、ボランティア活動に参加する等の方式で、信用を修復することができる。(全6条)

## 商務信用合同懲戒対象リスト管理弁法

(発令元) 商務部

(公布日) 2019年7月17日

(施行日) 2019年7月17日

### 1. 主なポイント

- (1) 商務部の各業務司局及び省級商務所管機関が認定機関となり、法律・法規に則り懲戒リストを慎重に認定したうえ、その適法性、真実性、正確性に責任を負うものとする。本弁法にいう懲戒リストとは、信用失墜合同懲戒対象リスト及び重点注目リストを指す。(第4条)
- (2) 以下の情報に基づき懲戒リストを認定する。
  - ・ 商務分野の行政罰、行政強制措置、行政検査等、市場主体の信用状況を反映する情報
  - ・ 司法裁判
  - ・ その他、法律、法規、規則及び規範性文書で認定根拠とすることが認められている情報(第6条)
- (3) 懲戒リストを認定する際、認定機関でクロスチェックを行う。信用失墜合同懲戒対象リストの有効期間は通常3年を超えず、重点注目リストの有効期間は通常2年を超えないものとする。(第7条)
- (4) 各級の商務所管機関は、合同懲戒措置を取り、速やかに関連する情報を信用機関に送り、信用機関で取りまとめたうえ、認定機関に通知する。懲戒リスト主体は、リストに登録された日より半年が経過した後で、自発的に信用失墜行為を是正し、悪影響を消除することにより、認定機関への信用修復申請を行うことができるようになり、信用に関する誓約を行い、信用研修に参加する等の方式により信用を修復することができる。(第13条、第14条)
- (5) 懲戒リストの主体が以下の事由の一つに該当する場合、リストから除外することができる。
  - ・ 有効期間が満了し、かつ重大な信用失墜行為が再発していない。
  - ・ 認定機関により信用の修復を受けた。
  - ・ 認定時の根拠となった行政罰等の決定が法により撤回された。
  - ・ 関連の認定基準に変更が生じ、新たな認定基準に適合しなくなった。(第15条)

### 2. 今後の留意点

当該弁法の規範対象は、主に政府機関が行う監督管理行為とされており、関連の認定機関は法律・法規により慎重に認定や規範管理を行うべきであるとされている。また同弁法では、市場主体が享受すべき適法な権益及び中国国内資本企業と外資系企業を同等に扱うことについても保障している。中国政府は同弁法を通じてより透明性の高い、効率的な政府監督管理体制を構築し、各種の企業及び市場主体によりよいビジネス環境がもたらされることを意図しているものと見られる。(全20条)

## 『重大違法信用失墜リスト管理弁法（改訂草案意見聴取稿）』

### への意見公募に関する通知

(発令元) 国家市場監督管理総局

(公布日) 2019年7月10日

重大違法信用失墜リストの管理を厳格化し、信用の監督管理を強化し、社会による監督管理を拡大するため、『企業情報公示暫定施行条例』等の規定に基づき、市場監督管理総局が『重大違法信用失墜リスト管理弁法（改訂草案意見聴取稿）』を作成し、パブリックコメントを行っている。中国政府法政情報ネット (<http://www.chinalaw.gov.cn>) にアクセスして意見を提出することができる期限は、2019年8月10日までとされている。

今回の修正の重点内容は以下の通り。

(1) 適用対象の拡充

意見聴取稿では、重大な違法により信用失墜リストに登録される対象の範囲が、従前では「企業」のみであったところ、「企業、個人工商業者、その他の組織及び信用失墜主体の内部において特定の職務を担当し、重大な違法による信用失墜行為に直接の責任を負う自然人、市場経営活動に直接参与する自然人」にまで拡大した。

(2) リストに登録するケースの範囲の拡大

対象がリストに登録されるケースを36例規定した。これらは市場監督管理業務分野のほぼ全体を網羅するものとなっている。

(3) 管理職責の分担の調整

全体的には「管轄する者が管理する」原則に沿って、各級の市場監督管理機関がその管轄区域内における重大な違法による信用失墜リストを管理するものとする。同時に、医薬品に対する監督管理及び知的財産権管理業務の特殊性を考慮し、意見聴取稿では省級以上の医薬品監督管理、知的財産権管理機関が、その専門分野内における重大違法信用失墜リストの管理を行うことも規定している。

(4) 登録、除外のプロセスの整備、信用失墜による懲戒、信用修復制度の整備。

## 『ビジネス環境改善条例（意見聴取稿）』への意見公募に関する通知

（発令元）国家発展改革委員会

（公布日）2019年7月14日

国務院のビジネス環境改善政策の指示をしっかりと着実に遂行し、政府機能の抜本的な転換を促進し、安定的で公平かつ透明性が高く予測可能なビジネス環境の構築を加速させ、市場の活力と社会の創造力をより活性化させるため、『国務院2019年立法活動計画』に基づき、国家発展改革委員会主導のもと、関係機関とともに『ビジネス環境改善条例（意見聴取稿）』（以下「同条例草案」という）が作成された。国家発展改革委員会のポータルサイト（<http://www.ndrc.gov.cn>）にアクセスして意見や提案を提出することができる期限は、2019年8月12日までとされている。

同条例草案は、総則、市場主体、市場環境、行政サービス、監督管理法執行、法治の保障、附則の7章、全68条からなる。

うち、「市場主体」の章では、市場参入、要素の平等な取得、入札及び政府調達等にも言及し、各種の市場主体への平等な取り扱いを強調した。例えば、次のような内容について明確な規定が行われている。

- ・全国統一の市場参入ネガティブリスト制度を実行し、各種の市場主体は、市場参入ネガティブリスト以外の業界、分野、業務のいずれにも、法により平等に参入することができる。
- ・国は、各種の所有制の市場主体が法により人的資源、資金、土地使用権及び自然資源等の生産にかかる要素を取得し、公平に市場競争に参与できることを保障する。
- ・入札及び政府調達は公開形式で透明性が高く、公平かつ公正に、各種の所有性の異なる地域の市場主体を平等に扱い、不合理な条件により制限したり排斥してはならない。

「市場環境」の章では、市場主体の生産経営活動において遭遇する課題、難点、問題点について、生産経営への便宜、租税および各種料金の規範化、公益事業、融資および人材サービスの3つの面から、企業の設立、投資プロジェクトの審査認可、工事・建設プロジェクトの建設申請の審査認可、財産の登記、クロスボーダー貿易、破産手続き、企業の変更および抹消/納税、社会保険料、企業に対する料金徴収の規範化、公益事業サービス、融資サービス、イノベーション・起業の奨励、人材サービス、業界団体・商会の規範化等の内容について規定した。

## II 法令運用上のケーススタディ解説

### 1. 事件の概要

王氏は2013年1月1日にA社に入社し、生産部長に就任した。双方で締結した1回目から3回目の労働契約の契約期間は、それぞれ2013年1月1日～2013年12月31日、2014年1月1日～2014年12月31日、2015年1月1日～2015年12月31日であった。2015年7月21日、王氏は離職を申し出、A社は同日付けでそれを承認した。後に王氏は、期間の定めのない労働契約を締結しなかったためA社は2倍の賃金を支払うべきであると主張し、A社が支払いを拒否すると、ただちに労働仲裁を申し立てた。

### 2. 紛争の焦点

王氏が、期間の定めのない労働契約を締結する条件を満たしているにもかかわらず、A社が王氏と期間の定めのある労働契約を締結していた場合、王氏は期間の定めのない労働契約を締結しなかったことを理由に、A社に2倍の賃金の支払いを要求することは可能か。

### 3. 弁護士分析

『労働契約法』第14条の規定により、従業員は使用者と連続して期間の定めのある労働契約を2回締結し、なおかつ『労働契約法』第39条及び第40条の第1号、第2号に規定されている使用者が一方的に労働契約を解除できる事由のない場合、更新後は期間の定めのない労働契約の締結を使用者に要求する権利があるとされている。このケースにおいて、王氏はA社と期間の定めのある労働契約を2回締結しており、A社に対し期間の定めのない労働契約を締結するよう要求できる条件は満たしているものの、A社とすでに期間の定めのある労働契約の更新を行ってしまっているうえ、当該労働契約の締結が本人の真実の意思に反することを証明する証拠を提出していない。このような状況のもとでは、労働契約の期間について王氏はA社と協議し合意したものとみなされ、このことに基づき、A社が王氏と期間の定めのある労働契約を締結したことは法律の規定に違反しないと判断される。このため、王氏がA社に対し、期間の定めのない労働契約を締結しなかったことを理由に2倍の賃金の支払いを要求する主張には根拠がない。

### 4. 司法判断

本件は、労働仲裁、一審、二審を経て最終的に王氏の訴訟請求を棄却する判決が下された。

### 5. 留意点

- (1) 従業員が期間の定めのない労働契約を締結する条件を満たしているということは、使用者が必ずしも従業員と期間の定めのない労働契約を締結しなければならないことを意味せず、使用者は依然として従業員と協議を行い、期間の定めのある労働契約を締結することができる。
- (2) 期間の定めのない労働契約は、使用者が従業員との労働契約を解除できないことを意味するものとはならない。使用者と従業員が締結した期間の定めのない労働契約は、当該労働契約に契約終了日が設定されていないことを意味するのみであり、従業員による重大な規則違反等、労働契約を解除することのできる法定の事由がある場合、使用者には依然として従業員との労働契約を解除する権利がある。